

小規模な再生可能エネルギー発電事業に関するガイドライン

1 目的

再生可能エネルギー発電設備設置事業において、「伊豆の国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の適用とならない事業について、周辺における景観や自然環境、近隣住民等への災害防止や安全面に関する一定の配慮が必要なことから、本ガイドラインを策定する。

2 対象事業

発電出力が 50 キロワット未満又は事業区域の面積が 1,000 平方メートル未満の再生可能エネルギー発電事業（景観重点地区については 500 平方メートル未満）

ただし、建築物の屋根又は屋上で行う事業は除きます。

3 設置方法

太陽光発電設備

色彩	太陽光パネルの色彩は、周辺の景観になじむよう明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用してください。
設置位置など	・歩行者、運転者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽などにより目立たないようにしてください。 ・主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、山並みなどの景観を阻害しないよう、植栽や木柵などにより目立たないようにしてください。 ・パワーコンディショナなどの稼動音が発生する設備は、稼動音が小さいものを使用し近隣住宅等に配慮した位置に設置してください。
自然環境への配慮	伐採や造成等を行う場合は、排水計画を立て土砂等が流出しないよう対策をしてください。また、地形変更などによる影響が、周辺へ生じないようにしてください。
設備の安全性など	設備の安全性は、所有者（設置者）等の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないように、適正な設置及び維持管理をしてください。また、所有者や管理者等の連絡先を見やすい場所に表示して、緊急時に連絡が取れるようにしてください。
附属設備など	パワーコンディショナや分電盤、送電柱などの付属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用してください。なお、発電中止時又は発電終了時には、発電設備は責任をもって撤去してください。

風力発電設備

色彩	風力発電設備（支柱及びプロペラなど）の色彩は、周辺の景観と調和するよう地域特性に応じて、ダークブラウン又はグレーベージュを使用してください。
設置位置など	・主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、山並みへの景観を阻害しないよう、配慮の工夫や植栽などにより目立たないようにしてください。 ・設置に際して地形変更などによる影響が、周辺へ生じないようにしてください。 ・騒音、低周波音を発生する設備は、近隣住宅等に配慮した位置に設置してください。
設備の安全性など	設備の安全性は、所有者（設置者）等の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないように、適正な設置及び維持管理をしてください。また、所有者や管理者等の連絡先を見やすい場所に表示して、緊急時に連絡が取れるようにしてください。
撤去など	発電中止時又は発電終了時には、発電設備は責任をもって撤去してください。

（土地利用適用除外届）

・対象事業については、伊豆の国市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第7条第1項第3号の規定により、土地利用適用除外届（様式第3号）を工事着手の30日前までに提出してください。

- 添付書類：1. 位置図 2. 土地利用計画図 3. 現況写真（2方向以上）
 4. 公図写し 5. 事業区域求積図 6. 土地登記簿謄本（写し）
 7. 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定通知、変更認定通知（写し）
 8. 太陽光パネル（モジュール）、パワーコンディショナー、風力発電設備仕様書
 9. 太陽光パネル、風力発電施設詳細断面図（基礎の構造、根入れがわかるもの）
 10. その他必要な書類

（関連法）

・小規模な再生可能エネルギー発電事業にあっても、個別法の適用区分を確認する必要があります。

（その他）

・造成工事等を伴う場合は、事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者及び使用者、周辺自治会、事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される者等に対し説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めてください。

・事業全体の計画及び実施については、資源エネルギー庁のガイドラインに基づいて進めてください。